健生食輸発1125第1号 令和7年11月25日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課 輸入食品安全対策室長 (公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について (スリランカ産ツボクサのテブコナゾール及びヘキサコナゾール)

標記については、令和7年3月28日付け健生食輸発0328第1号(最終改正: 令和7年11月17日付け健生食輸発1117第1号)により通知したところである。

今般、輸入時のモニタリング検査において、スリランカ産ツボクサからテブコナゾール及びヘキサコナゾールを検出したことから、同通知の別添1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしくお願いする。

記

別添1のスリランカの項中、

製品検査の	条件	検査の項目	試験品採	検査の方法	検査を受けることを
対象食品等			取の方法		命ずる具体的理由
ツボクサ及	_	プロフェノ	別表1の	平成17年1月24	基準値 (0.01ppm) を
びその加工		ホス	3による	日付け食安発第	超えるプロフェノホ
品(簡易な加			こと。	0124001号「食品	スが検出されるおそ
工に限る。)				に残留する農	れがあるため。
				薬、飼料添加物	
				又は動物用医薬	
				品の成分である	
				物質の試験法に	
				ついて」による	
				こと。	

製品検査の	条件	検査の項目	試験品採	検査の方法	検査を受けることを
対象食品等			取の方法		命ずる具体的理由
ツボクサ及	_	テブコナゾ	別表1の	平成17年1月24	基準値(0.01ppm)を超
びその加工		ール	3による	日付け食安発第	えるテブコナゾール、
品(簡易な加		プロフェノ	こと。	0124001号「食品	基準値(0.01ppm)を超
工に限る。)		ホス		に残留する農	えるプロフェノホス
		ヘキサコナ		薬、飼料添加物	及び基準値(0.01ppm)
		ゾール		又は動物用医薬	を超えるヘキサコナ
				品の成分である	ゾールが検出される
				物質の試験法に	おそれがあるため。
				ついて」による	
				こと。	

に改める。